

市立海浜病院における縫合事案に係る調査結果及び職員の懲戒処分について

市立海浜病院において、臨床工学技士による縫合行為が行われた事案について、調査を行いましたので、結果を報告するとともに、調査結果に基づき、職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

令和3年7月16日、海浜病院において、手術中に医師の指導下で臨床工学技士が皮膚の縫合行為の一部を行った事案が発生し、令和4年4月28日付けで当該臨床工学技士及び手術の執刀医を訓告とした。

同年7月6日、これまで再生できなかった、手術の様子を録画した映像が復元され、新たな事実が判明したことから、改めて事実関係の調査を行うとともに、その結果に基づき、本日付けで、令和4年4月28日付けの当該臨床工学技士及び執刀医への訓告処分を取り消し、改めて関係者に対する処分を行った。

2 調査結果

(1) 調査内容

当事者を含めた本件手術従事職員から弁護士を交えて聞き取りを行った他、同様の事案が存在しないか確認するため、全医師へのアンケート調査や平成31年度以降に行われた全ての手術の手術台帳の確認、また、適宜録画映像の確認などを実施した。

(2) 調査結果（概要）

- ・ 本件臨床工学技士は、約5cmの切開部の皮下層を約11分間にわたり10針程度縫合したものと確認できた。
- ・ 本件臨床工学技士は、自身が行った縫合行為の針数が1針には留まらないことを当初より認識していたにもかかわらず、これまで、病院局の聞き取りに対して虚偽の証言を行っていたことを認めた。
- ・ 本件執刀医は、本件手術に関する記憶は、半年以上前の事案であるため当初からあいまいであったが、病院局の聞き取りに対して本件臨床工学技士に縫合行為をさせたことは事実と認めた。
- ・ 本件臨床工学技士が、本件以外に縫合行為を行ったとの証言も記録もなかった。
- ・ 本件以外に、医師以外の者が縫合行為を行ったとの証言も記録もなかった。
- ・ 本件手術の録画映像が再生できなかったことについて、メーカーに調査を依頼した結果、機械操作の不手際により、当初から再生できない状態であった可能性が高いものと判断された。

3 処分

(1) 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
海浜病院	主任臨床工学技士	47歳	男	減給 1/10 1月
海浜病院	科部長	45歳	男	減給 1/10 1月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
海浜病院	院長 (手術当時の診療局長)	59歳	男	訓告

(2) 処分理由

- ・ 主任臨床工学技士（本件臨床工学技士）は、患者に対して医行為を行ったのみならず、病院局の聞き取りに対して虚偽の報告を行ったものであり、市に対する市民の信用を失墜させた。
- ・ 科部長（本件執刀医）は、本件臨床工学技士に縫合を勧め、これを行わせたものであり、執刀医として自らの管理・責任下にある手術中に不適切な医行為が行われた事実は重大で、その社会的責任は重く、市に対する市民の信用を失墜させた。
- ・ 院長は、診療局長であった当時、本件手術を管理監督する立場であったが、その職務を怠った。

(3) 処分年月日 令和4年8月26日（金）

※本処分を行うに当たり、令和4年4月28日付けの当該臨床工学技士及び執刀医への訓告処分は、本日付けで取り消した。

4 病院事業管理者の自戒措置

病院事業管理者は、組織管理上の責任を明確にするため、自戒による措置として、給料の10分の1を1月、自主的に返納する。

5 再発防止の取り組み

(1) 法や制度の理解に関すること

- ・ 医師法、保健師助産師看護師法のほか、臨床検査技師・放射線技師・臨床工学技士等の業を定める法律の解釈やタスクシフトについて周知・徹底するための研修の実施
- ・ 院内の報告・相談窓口について周知・徹底するための研修の実施
- ・ 個人情報の保護と公益通報制度（通報窓口、通報者の保護等）に関する研修の実施

(2) 組織風土に関すること

- ・ チーム医療活動の推進、ポジティブインシデント報告活動の深化等、組織・チームにおける職員の心理的安全性の担保・構築に関する研修・諸活動の実施
- ・ 「医の倫理」及び倫理的感受性の醸成に関する研修の実施